

# 板橋区かわまちづくり基本計画策定及び公民連携事業支援業務委託 事業者募集要項

## 1 委託件名

板橋区かわまちづくり基本計画策定及び公民連携事業支援業務委託

## 2 プロポーザル方式実施の趣旨

区では、荒川に関係する施策として「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」において、モデル地区に指定された舟渡・新河岸地区の避難場所確保等に関する検討に取り組むほか、誰もが親しめるスポーツ環境の整備等に取り組んでいる。水害時における地域防災力の向上や河川敷の利活用による「かわまちづくり計画」を申請したところ、その必要性、実現可能性が高いと判断され、令和3年に、「かわまちづくり支援制度」に登録された。

本件は、板橋区かわまちづくりの推進に向けて、板橋区かわまちづくり基本計画（以下「基本計画」）の策定及び公民連携についての検討、事業者公募を行うため、整備の基本的な考え方の検討、公民連携のための民間活用手法の整理、民間事業者へのサウンディング型調査の実施、事業者公募資料（案）の作成などを委託するものである。

## 3 委託予定期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。ただし、契約期間に係る履行評価の結果に基づき、次年度の契約更新の判断を行います。（最大令和9年3月末日までの契約更新を想定しています。）

## 4 委託内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

## 5 契約上限額

令和6年度 25,000,000円（税込）

令和7年度（予定）32,810,000円（税込）

令和8年度（予定）10,360,000円（税込）

3か年総額（予定）68,170,000円（税込）

※各年度の上限額をそれぞれ超えないように提案してください。

## 6 区が求める提案内容

### (1) 板橋区かわまちづくり基本構想等の理解

国の「かわまちづくり支援制度」や「ITTA KAWAMACHI PROJECT（板橋区かわまちづくり基本構想）」の内容を理解したうえで提案してください。

## (2) 基本計画策定及び公民連携支援

- ①基本計画の骨子案や公民連携手法の検討をふまえながら、基本計画の策定に向けて、必要な資料作成や議論を円滑に進めるための技術的な支援について提案してください。
- ②「板橋区かわまちづくり計画」の検討経緯及び法令等を踏まえた現状整理や荒川河川敷の利用状況等について把握するための方法や、先行・先進事例の調査等については Park-PFI 等の民間活用手法を取り入れた事例等を踏まえ提案をしてください。
- ③「板橋区かわまちづくり協議会」をはじめとする関係者等の意向を把握する方法等について提案してください
- ④魅力あるコンテンツの導入や各種整備事業の検討における、実現性・採算性等、検討項目、検討内容について提案してください。
- ⑤「にぎわい創出」のためのエリアマネジメントの方向性・実現性の検討について提案してください。
- ⑥「公民連携のための民間活用手法」の検討について提案してください。
- ⑦民間事業者へのサウンディング型調査方法の実施について提案してください。

## (3) 事業者公募に向けた準備・支援

- ①事業者公募の実施に向けた準備として、事業コンセプトや事業条件、事業スキームの整理等、事前整理について提案してください。
- ②実行性のある妥当な事業者公募スケジュールの提案をしてください。
- ③事業者公募資料（案）について提案してください。
- ④事業者選定委員会の運営支援や決定事業者との契約交渉支援について、方法等の提案をしてください。

## (4) 業務開始に向けた支援

決定事業者が作成する業務実施計画書の内容の精査や、事業実施状況のモニタリング支援等、決定事業者の業務開始に向けたフォローアップについて提案してください。

## 7 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成 17 年 3 月 31 日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても各年度の上限額の範囲内であること。

## 8 スケジュール

内 容	期間等
公募期間	令和6年7月16日(火) 令和6年8月2日(金) 17時まで
募集に関する質問受付	令和6年7月16日(火) 令和6年7月22日(月) 17時まで
募集に関する質問の回答	令和6年7月25日(木) 回答予定
申込受付期間(参加申込書及び企画提案書等提出期限)	令和6年7月26日(金) から 令和6年8月2日(金) 17時まで
1次審査(書類審査)	令和6年8月5日(月) 以降予定
1次審査結果通知	令和6年8月9日(金) 予定
2次審査(プレゼンテーション)	令和6年8月19日(月)
2次審査結果通知・公表	令和6年8月26日(月) 予定

## 9 参加申込手続

参加資格要件を満たし、本業務委託に参加しようとする事業者は、下記に従い、必要書類を提出してください。

### (1) 提出書類

別紙2「提出書類一覧及び留意事項」を参照してください。

### (2) 提出期限

令和6年8月2日(金) 17時必着

### (3) 提出先・提出方法

・「15 提出先・問い合わせ窓口」に記載のメールアドレスに提出してください。

※添付ファイルの容量によっては区のファイルストレージを使用し提出していただくこともございます。参加事業者が日頃利用されているファイルストレージは区のセキュリティの都合上アクセスできない可能性もあるため、提出前にメール・電話にてお問い合わせください。

・本提案における資料等は区ホームページからダウンロードしてください。

【URL】 <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/proposal/boshu/1053659.html>

・後日、参加事業者をあらわす記号をメールにて通知します。

### (4) 費用

本プロポーザル方式に係る書類作成等の費用については、全て参加者の負担とします。

(5) 注意事項等

提出後の企画提案書等の訂正・追加及び再提出はできません。

(6) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、様式6「参加辞退届」に記入し、速やかにメールにて提出してください。

(7) 2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた企画提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内しますが、業務に携わる主たる担当者は出席することとします。なお、2次審査においても企画提案書等の訂正、追加資料の提出、資料の配付は認めません。

## 10 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

①審査方法

参加者が5者以内の場合、参加資格要件を満たしているかのみ審査します。参加者が6者以上の場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

②審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり

③選定結果の通知

1次審査の結果は、参加者に令和6年8月9日（金）までにメールで通知します。1次審査通過者に対しては2次審査の日程を通知します。なお、審査の過程は公表しません。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

①審査方法

企画提案書を基にプレゼンテーション（発表：15分、質疑応答：25分）をしていただき、評価点の最も高い者を提案採用者として決定します。なお、評価点が満点の60%を超えないときは提案採用者としません。

②審査項目及び審査基準

別表2「2次審査表」のとおり

③選定結果の通知

提案採用者を選定し、その選定結果について、令和6年8月26日（月）までにプレゼンテーション参加事業者にもメールで通知します。審査の過程は公表しません。

④選定結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の

内訳を区ホームページで公表します。また、提案採用者については、事業者名及び提案価格も公表します。

## 11 質問及び回答

募集要項に対して質問がある場合には、次の方法により行ってください。

### (1) 受付方法

様式5「質問表」に記入し、メールにて送付してください。

・電子メールの件名：【かわまちづくり基本計画等】業務委託に関する質問（事業者名）

### (2) 受付期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月22日（月）17時まで

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年7月25日（木）に区ホームページで公開するほか、参加者へ共有することを予定しています。

### (4) その他

- ・審査に関する質問には回答しません。
- ・質問表の内容に疑義が生じた場合、担当者から質問者へ電話で問い合わせをすることがありますので、迅速に対応してください。

## 12 契約方法

- (1) 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、「5 契約上限額」に記載されている金額の範囲内で、区と委託契約を締結することとします。
- (2) 協議によって、提出された企画提案書等の内容と仕様書が異なる場合があります。
- (3) 別紙1「仕様書（案）」及び企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合には、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとします。
- (4) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をします。

## 13 提案書などの情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は、原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

## 14 その他

- (1) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとします。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。
- (4) 本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、区及び受託者との間で別途協議とします。
- (5) メールの通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 受託者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

## 15 提出先・問い合わせ窓口

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号  
板橋区土木部土木計画・交通安全課かわまちづくり計画担当  
(区役所南館 5 階 24 番窓口)  
担当：阿瀬見、梶山  
電話：03-3579-2529  
E-mail：d-kmkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp